

正 会 員 入 会 申 込 書

令和 年 月 日

公益社団法人 飯塚法人会
会 長 樺 島 典 仁 殿

入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。
貴会の趣旨に賛同し正会員として入会を申し込みます。

(ふりがな)			
法 人 名			
(ふりがな)			
代 表 者 名	⑩		
事 業 所 所 在 地			
電 話 番 号	()		
F A X 番 号	()		
ホームページアドレス			
E-mail アドレス			
業 種		資 本 金	万円
決 算 期	自 月 日 至 月 日		
関与税理士名		紹 介 者 氏 名	
自 社 P R (30 文字以内で記入)			
連 絡 先			

○裏面記載の「個人情報の取扱いについて」 同意します ・ 不同意します
(いずれかを○でお囲み下さい。)

※ 申し込みはファックスで、受け付けます。(FAX 28-1786)

☆ 会費の口座振替ご案内 ☆

会費納入につきましては、便利な口座振替をお勧めしております。(毎年6月15日振替)
ご希望の場合は、下記の金融機関に○をお付けください。申込書をお送りします。
次年度より可能です。

- ・飯塚信用金庫 ・西日本シティ銀行 ・福岡銀行 ・福岡中央銀行

※ 以下裏面に記載

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 飯塚法人会
会長 権島典仁 殿

入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。
貴会の趣旨に賛同し賛助会員として入会を申し込みます。

(ふりがな)			
法人名又は会社名			
(ふりがな)			
代表者名又は氏名	⑩		
住所又は事業所			
電話番号	()		
FAX番号	()		
ホームページアドレス			
E-mailアドレス			
業種		資本金	万円
決算期	自 月 日 至 月 日		
関与税理士名		紹介者氏名	
自社PR (30文字以内で記入)			
連絡先			

○裏面記載の「個人情報の取扱いについて」 同意します ・ 不同意します
(いずれかを○でお囲み下さい。)

※ 申し込みはファックスで、受け付けます。(FAX 28-1786)

☆ 会費の口座振替ご案内 ☆

会費納入につきましては、便利な口座振替をお勧めしております。(毎年6月15日振替)
ご希望の場合は、下記の金融機関に○をお付けください。申込書をお送りします。
次年度より可能です。

・飯塚信用金庫 ・西日本シティ銀行 ・福岡銀行 ・福岡中央銀行

※ 以下裏面に記載

「個人情報の取り扱いについて」

本用紙にご記入いただいた情報は当法人会が事業として実施する次に示す利用目的に使用し、それ以外では使用致しません。

- ① 会員名簿等の作成及び法人会活動、法人会事業等での活用
- ② 福利厚生制度への活用
- ③ 法人会関係各種資料等の送付活用
- ④ 法人会系統の上下部組織への送付活用

ただし、「個人情報の保護に関する法律」で示す例外条項に該当する場合はこの限りではありません。

なお、ご記入いただきました個人情報についての開示、訂正等につきましては公益社団法人飯塚法人会事務局（TEL 28-8100）までお願い致します。

「別表1」

	資本金		年額
	500万円未満		5,000円
正会員	500万円以上	1,000万円以下	10,000円
	1,000万円超	5,000万円未満	15,000円
	5,000万円以上	1億円未満	20,000円
	1億円以上		30,000円
賛助会員		3,000円	

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人飯塚法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会費年額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヵ月後以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落しを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用しての振込

(2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、次のとおりとする。

(1) 9月までの入会者 別表1の年額会費

(2) 10月以降の入会者 別表1の年額会費の2分の1

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。